

令和 3 年度 第 3 回

## 小林市国民健康保険運営協議会資料

令和 4 年 3 月 17 日 作成

小林市 市民生活部 ほけん課

本日開催いたします小林市国民健康保険運営協議会については、金松 勲 会長 と協議した結果、コロナウイルス感染症に関する本市の会議開催の方針を踏まえ、感染対策を行いながらの  
出会形式での開催と致しました。

つきましては、小林市国民健康保険運営協議会に対し、以下のとおり報告いたします。

令和 4年 3月 17日

小林市長 宮原 義久

#### 会次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 事務局あいさつ（市民生活部長）

4 議事

報告 1 条例の一部改正

報告 2 小林市国民健康保険事業の現状

報告 3 令和 4年度 小林市国民健康保険事業特別会計 当初予算（案）

報告 4 今後のスケジュール

5 その他

6 閉会

「小林市国民健康保険税条例」の一部改正を議案として、令和4年3月議会に提出する。

#### 【条例を改正する理由】

地方税法の改正に対応するため、条例を改正する必要がある。

#### 【主な改正の内容】

- ・ 未就学児に係る均等割を5割軽減する。
- ・ 既存の軽減制度（低所得者に係る国保税の軽減）適用後の額から軽減する。
- ・ 令和4年度 課税分から施行する。

#### 【効果】

子育て世帯（未就学児がいる世帯）の経済的負担が軽減する。

均等割（未就学児1人あたり）	現行	改正後
軽減なし 世帯	30,300円	15,150円
2割軽減 世帯	24,240円	12,120円
5割軽減 世帯	15,150円	7,575円
7割軽減 世帯	9,090円	4,545円

※ 未就学児に係る均等割は、医療給付費分と後期高齢者支援分のみで介護納付金分が含まれない。

#### 【その他】

- ・ 国民健康保険税の軽減による減収分は、財政支援がある。（国1/2、県1/4、市一般会計1/4）
- ・ 改正内容に対応するためシステムを改修する。システム改修費についても財政支援がある。（国10/10）

1 被保険者の状況

被保険者数は、年々減少傾向にある。そのため、税収に影響が出る。

《主な理由》 後期高齢者医療制度への移行

(表) 被保険者数等の推移 <各年度 年度末現在>

	H30	R1	R2	R3 (見込)
世帯数 (年度末) (世帯)	7,472	7,244	7,162	7,037
	△ 242	△ 228	△ 82	△ 125
被保険者数 (年度末) (人)	12,226	11,652	11,358	11,042
	△ 574	△ 574	△ 294	△ 316

(表) 年代別被保険者数 <R4.1月末現在>

	年齢 (歳)	人数 (人)	(%)	医療費 自己負担割合	区分
→ 今後、5年間で後期高齢者医療制度へ移行する。	70 ~ 74	3,170	28.6%	2割 ※現役並所得者は3割	前期高齢者
	65 ~ 69	2,341	21.1%	3割	介護 (2号) 被保険者
	40 ~ 64	3,366	30.3%		
	7 ~ 39	1,961	17.7%	2割	未就学児
	0 ~ 6	256	2.3%		
計	11,094	100.0%			

## 2 税収

被保険者数の減少等により、税収は減少傾向にある。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響、基礎控除の増による調定額（課税額）及び収入額の低下も減収の要因である。

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度（2月末）	前年同月比
現年課税分	調定額	1,293,132,600円	1,231,985,900円	1,189,065,100円	1,135,861,800円	
	収入額	1,218,905,056円	1,156,605,573円	1,127,559,654円	1,020,630,845円	
	収納率	94.26%	93.88%	94.75%	89.73%	-0.90%
滞納繰越分	調定額	372,019,602円	334,930,031円	311,230,960円	274,376,530円	
	収入額	88,255,336円	76,665,983円	87,249,193円	61,280,977円	
	収納率	23.72%	22.89%	28.02%	22.27%	-4.59%
合計	調定額	1,665,152,202円	1,566,915,931円	1,500,296,060円	1,410,238,330円	
	収入額	1,307,160,392円	1,233,271,556円	1,214,808,847円	1,081,911,822円	
	収納率	78.50%	78.71%	80.91%	76.60%	-0.85%
前年度比	減収率	(1.72%)	(△ 5.65%)	(△ 1.50%)	-	-

## 3 現行税率 と 標準保険税（料）率

当市の現行の「税率」は、県が示す当市の「標準保険税（料）率」と比較して

①所得割が高く ②均等割が低い

	税率（額）			
	所得割	資産割	均等割	平等割
現行税率	15.65%	17.47%	37,900円	36,500円
標準保険税（料）率	13.08%	0.00%	57,656円	36,967円
差	2.57%	17.47%	△ 19,756円	△ 467円

※ 均等割は、1人あたりの金額

※ 平等割は、1世帯あたりの金額

※ 宮崎県が示す「標準保険税（料）率」は、「3方式」である。

※ 3方式：所得割、均等割、平等割で課税する方式。

※ 標準保険税（料）率とは

毎年、都道府県は、都道府県内の市町村ごとの標準的な保険税（料）水準を示す「標準保険税（料）率」を算定し市町村に通知する。

- 理由
- ・ あるべき住民負担の「見える化」を図るため。
  - ・ 将来的に保険税（料）負担の平準化を図るため。
  - ・ 市町村に目指すべき値を示すため。

「標準保険税（料）率」は、推計医療費、公費、過去の所得水準をもとに納付金（国民健康保険事業費 納付金）とともに算定される。

4 単年度収支（見込）

令和3年度予算における、3月補正後の予算ベースでの単年度収支（見込）は

△ 85,830,000円 である。

令和4年度以降も同程度の単年度赤字が発生すると仮定した場合、試算上は、

**令和7年中の基金の枯渇が見込まれる。**

（基金を取り崩しても、なお 10,621,029円 の財源不足が見込まれる。）

	単年度収支	翌年度繰越金	基金残高
H29	54,481,458円	300,096,624円	100,806,882円
H30	126,599,340円	226,657,943円	300,844,903円
R1	△ 51,372,300円	175,224,980円	300,905,556円
R2	△ 57,613,613円	117,551,186円	300,965,747円
R3	△ 85,830,000円	31,721,186円	300,977,785円
R4	△ 85,830,000円	0円	246,868,971円
R5	△ 85,830,000円	0円	161,038,971円
R6	△ 85,830,000円	0円	75,208,971円
R7	△ 85,830,000円	0円	△ 10,621,029円

※基金（国民健康保険事業 財政調整基金）・・・国民健康保険事業 特別会計 の財源不足に備え、積み立てている基金。

令和4年2月末時点で残高は、 300,965,747円 である。

## 5 保健事業 と 医療費

新型コロナウイルス感染症の影響（受診控え）は、令和2年度にはあったが令和3年度は見受けられず、前年同月比で増加が著しい。

当市の1人あたり医療費は、県内でも高く、順位もあがった。

(表) 医療費（3月診療分～翌2月診療分）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
医療費 (小林市)	金額	5,145百万円	5,137百万円	4,953百万円	3,541百万円	3月～10月
	増減(金額)	(△80百万円)	(△8百万円)	(△184百万円)	(204百万円)	前年同月比
	増減(率)	(△1.53%)	(△0.16%)	(△3.58%)	(6.10%)	前年同月比
医療費 (県内市町村全体)	金額(県全体)	107,416百万円	107,449百万円	102,572百万円	70,999百万円	3月～10月
	増減(率)	(△1.32%)	(0.03%)	(△4.54%)	(3.10%)	前年同月比
医療費 (1人あたり)	金額	408,835円	429,283円	427,539円	312,050円	3月～10月
	増減	(13,616円)	(20,448円)	(△1,744円)	(25,556円)	前年同月比
	県内順位(26団体中)	11位	8位	10位	6位	3月～10月
	金額(県平均)	391,230円	404,976円	397,778円	279,135円	3月～10月

(表) 特定健診：受診率、特定保健指導：実施率、人間ドック：補助人数

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考	令和4年度(予算)
特定健診	受診率	42.4%	42.9%	37.4%	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の特定健診受診率は減少したが、特定保健指導は大きく伸びた。	50.0%
	受診者数	3,712人	3,664人	3,151人		3,800人
特定保健指導	実施率	30.8%	29.8%	70.2%	(補助内容) 受診費用が7,000円を超える部分を補助	70.5%
	実施者数	123人	121人	200人		210人
人間ドック補助	一般ドック	115人	108人	55人		200人
	脳ドック	222人	241人	133人		250人



## 6 医療費適正化の取り組み

年々、増加する1人あたり医療費を抑えるため、医療費適正化に努めている。

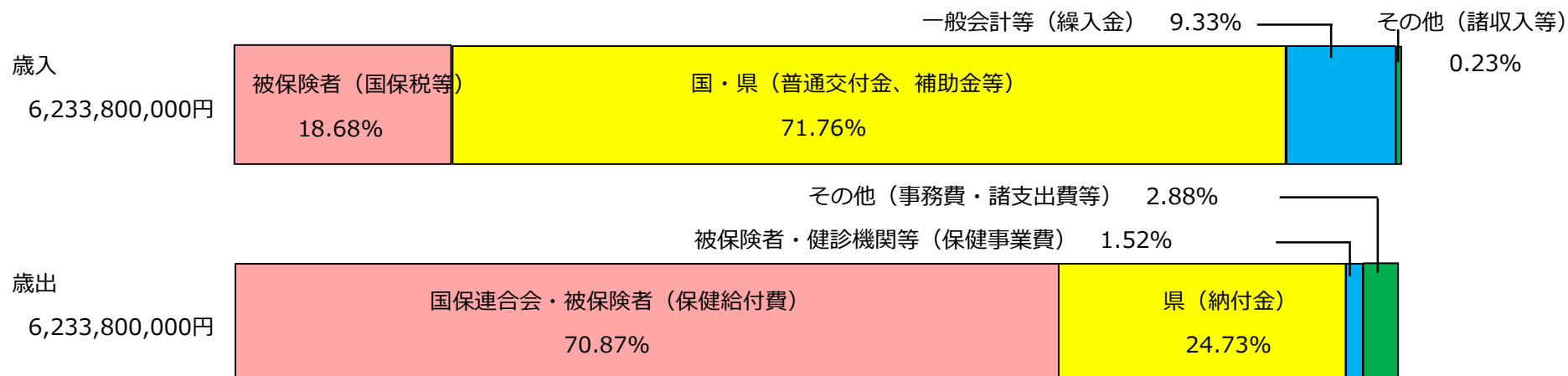
給付の適正化	保健事業
<p>① 後発医薬品の普及促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先発医薬品（新薬）を後発医薬品（ジェネリック医薬品）切り替えた場合、1月あたり200円以上の負担額の削減が期待できる被保険者に対して差額通知を送付し、後発医薬品を普及促進する。</li> </ul> <p>② 医療費通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療費負担の仕組みや健康に対する認識を深めていただくため、医療費を記載したハガキを世帯ごとに年3回送付する。</li> </ul> <p>③ レセプト（診療報酬明細書）点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>レセプト点検員によるレセプトの二次点検を実施し、保険資格が適正かどうか、その請求内容や点数が算定基準等と照合し、誤りがないかどうかを点検する。</li> </ul> <p>④ 第三者行為求償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保被保険者が、加害者から受けた交通事故や傷害によるケガ（第三者行為）について、保険証で受診した際の保険給付費を保険者（当市）から加害者へ求償を行う。</li> </ul>	<p>① 特定健康診査（国保 被保険者 向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律に基づき、40歳～74歳を対象に、生活習慣病に着目して行われる健康診査を実施する。</li> </ul> <p>② 特定保健指導（国保 被保険者 向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士）による生活習慣を見直すための保健指導を実施する。</li> </ul> <p>③ がん検診（市民 向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>がんの早期発見・適切な治療を行うことで、がんによる死亡減少及び各がんについての正しい知識の普及・啓発を図る。</li> </ul> <p>④ 重症化予防事業（市民 向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康診査の結果を任意提供していただき、その内重症化予防対象者に対し、専門スタッフによる保健指導を行う。また、国保特定健康診査の結果、必要な者へ二次検査（歯周病検診、尿中アルブミン定量検査）を行い、血糖コントロールの改善や糖尿病性腎症の早期発見に努める。</li> </ul> <p>⑤ 国保人間ドック（国保 被保険者 向け）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国保被保険者について、人間ドック（一般ドック、脳ドック）の受診費用を補助することで、受診を促進し重大疾病の早期発見、早期予防につなげる。</li> </ul>

令和4年度の当初予算を議案として、令和4年3月議会に提出する。

予算額は、62億3,380万円（前年度比 0.1% 増）である。

(表) 国民健康保険事業 特別会計（単年度収支）の予算の流れ (単位：円)

収入元		予算額	支出先		予算額
歳入	被保険者（国民健康保険税等）	1,164,664,000	歳出	国保連合会・被保険者（保健給付費）	4,417,740,000
	国・県（普通交付金、補助金等）	4,473,033,000		県（納付金）	1,541,515,000
	一般会計等（繰入金）	581,900,000		被保険者・健診機関等（保健事業費）	94,914,000
	その他（諸収入等）	14,203,000		その他（事務費・諸支出費等）	179,631,000
計		6,233,800,000	計		6,233,800,000



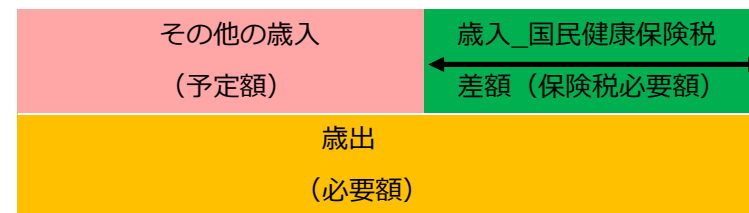
歳入	予 算 科 目 (款)	4年度当初予算	3年度当初予算	予算_増減	2年度決算	説 明	単位：円
1	国民健康保険税	1,163,857,000	1,163,391,000	466,000	1,214,808,847	被保険者から徴収する	
2	一部負担金	2,000	2,000	0	0	一部負担金（保険者が徴収する場合 ※実例なし）	
3	使用料及び手数料	805,000	1,401,000	△ 596,000	854,200	督促手数料	
4	国庫支出金	1,000	1,000	0	6,472,000	国庫補助金等	
5	県支出金	4,473,032,000	4,479,044,000	△ 6,012,000	4,401,699,912		
	普通交付金	4,390,871,000	4,368,569,000	22,302,000	4,249,170,912	保険給付費の財源	
	特別交付金等	82,161,000	110,475,000	△ 26,569,000	152,529,000	市町村の個別事情に対して財政支援	
6	財産収入	1,000	1,000	0	60,181	基金利息	
7	繰入金	581,900,000	574,091,000	7,809,000	559,492,391	一般会計からの繰入金等	
8	繰越金	1,000	1,000	0	175,224,980	前年度からの繰越金	
9	諸収入	14,201,000	12,192,000	2,009,000	13,346,298	延滞金、納付金（第三者行為）、雑入等	
	歳 入 総 額	6,233,800,000	6,230,124,000	3,676,000	6,371,958,809		

主な 歳入 の説明

① 国民健康保険税

当初予算の編成では、正確な所得を見込むのが困難なため、概算で予算を計上する。  
よって、5月に申告所得を基に税収を試算し、歳入不足額を見ながら、税率を決定する。

【当初予算】



② 県支出金

普通交付金：歳出（保険給付費）の増のため。

特別交付金：算定方法の変更による。（ 県が提示する額を算定 → 対象経費を積み上げて算定 ）

③ 繰入金

事務費等の一般会計からの繰入対象経費の見直し等による増のため。

歳出	予 算 科 目 (款)	4年度当初予算	3年度当初予算	予算_増減	2年度決算	説 明	単位：円
1	総務費	154,446,000	161,000,000	△ 6,554,000	152,499,683	人件費、事務費等	
2	保険給付費	4,417,740,000	4,401,541,000	16,199,000	4,281,740,977	医療費（保険者が負担する分）	
	療養給付費（一般・退職）	3,748,153,000	3,728,138,000	20,015,000	3,627,197,883	現物（医療サービス）の給付（支払先：医療機関）	
	高額療養費（一般・退職）	622,449,000	620,617,000	1,832,000	611,606,350	窓口負担の限度超過分を給付	
	出産育児一時金（支払手数料含む）	14,708,000	21,011,000	△ 6,303,000	12,604,140	出産1件当たり42万円を給付	
3	国民健康保険事業費納付金	1,541,515,000	1,550,581,000	△ 9,066,000	1,691,440,770	県への納付金（普通交付金の財源）	
4	保健事業費	94,914,000	93,826,000	1,088,000	61,085,772	特定健診、国保ドック、あんまはりきゅう補助	
	特定健康診査等事業費	67,977,000	66,504,000	1,473,000	46,681,709	特定健診等の経費（人件費・事務費）	
	活き活き国保推進事業費	18,775,000	19,020,000	△ 245,000	6,987,043	国保被保険者の人間ドック等の経費（事務費）	
5	基金積立金	1,000	1,000	0	60,181	国保財政調整基金への積立金	
6	諸支出金	15,184,000	13,175,000	2,009,000	67,580,240	還付金等（保険税、保険給付費）	
7	予備費	10,000,000	10,000,000	0	0	予算に不足が生じた場合の財源	
	歳 出 総 額	6,233,800,000	6,230,124,000	3,676,000	6,254,407,623		

### 主な 歳出 の説明

#### ① 保険給付費

医療費（全体）が減少傾向にもかかわらず、保険給付費は増加傾向にある。高齢化（70歳以上の被保険者の増加）と高額医療の増加が一因にある。出産育児一時金については、国保被保険者の若者世代の減少や少子化により、見込み減額とした。

#### ② 国民健康保険事業納付金

P11 で説明する。

#### ③ 保健事業費

特定健康診査等事業費：（増減理由）特定保健指導の対象者の増、事務費の増による。

活き活き国保推進事業費：主要事業\_人間ドック補助 14,252,000円

歳出	予算科目	4年度当初予算	3年度当初予算	予算_増減	2年度決算	主な費用	単位：円
3	国民健康保険事業費 納付金	1,541,515,000	1,550,581,000	△ 9,066,000	1,691,440,770	県への納付金	
	医療給付費分（一般・退職）	1,105,969,000	1,085,542,000	20,427,000	1,237,669,250	国保事業の財源	
	後期高齢者支援金分（一般・退職）	308,545,000	331,663,000	△ 23,118,000	334,800,337	後期高齢者医療事業の財源	
	介護納付金分	127,001,000	133,376,000	△ 6,375,000	118,971,183	介護保険事業の財源	

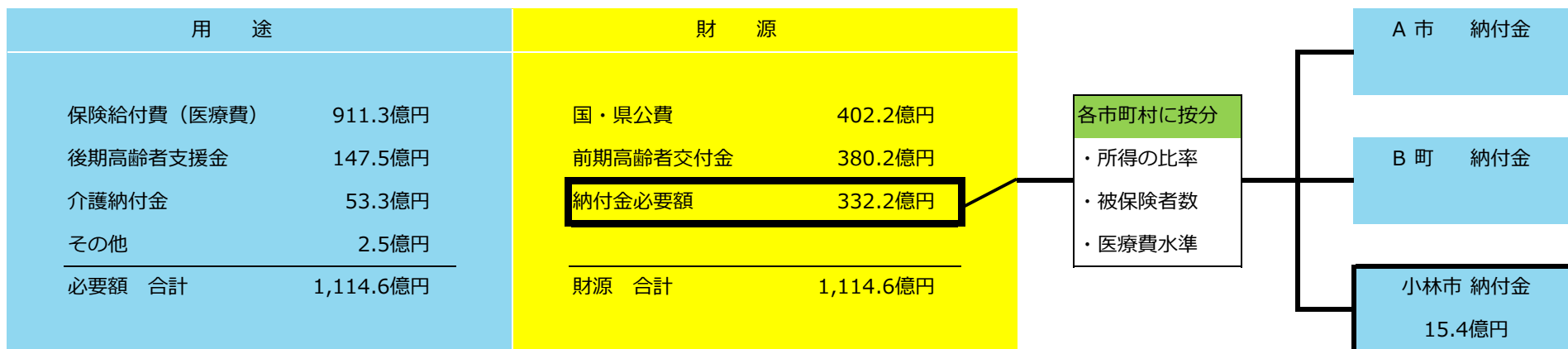
「国民健康保険事業費 納付金」は、県全体の保険給付費のうち、公費で賄われない部分を、県内全市町村で所得水準、医療費水準に応じて負担する制度である。

保険給付費の財源を負担する県は、次年度の保険給付費の必要額を見込み、あらかじめ各市町村に納付額を示す。

市町村は、示された納付額を予算化し、国保税を主な財源として県に納付する。

令和4年度の納付金は、昨年度比で0.58%減である。被保険者数が約6%減少が予想されるため、1人あたりの納付金負担額は高くなると見込んでいる。

- 理由
- ①県全体の保険給付費（医療費）見込額が伸びている。（886.5億円 → 911.3億円）
  - ②本市1人あたり医療費が伸びている。（県内 10位 → 7位）



### 1 委員の任期

小林市国民健康保険運営協議会 委員 の現在の任期は、 令和元年5月9日 ～ 令和4年5月8日 となっております。  
 会議については、今回の定例会が 最後の会議になります。

委員の皆様におかれましては、3年間、小林市の国民健康保険行政にご尽力いただき、誠にありがとうございました。  
 特に、複数期間の任期でご協力いただきました委員の皆様には、重ねて感謝申し上げます。

### 2 次期委員の選定

#### ① 団体推薦の委員

3月下旬～4月上旬に各団体（区長会、民生委員・児童委員協議会、医師会、歯科医師団、薬剤師会、宮崎縣市町村職員共済組合）に次期委員の推薦を依頼します。

#### ② 被保険者代表の委員

4名中2名につきましては、次期委員の承諾をいただいております。誠にありがとうございます。

他の2名につきましては、広報（令和4年1月15日号）にて募集いたしましたが、応募がありませんでした。 現在、個別に選定中です。

### 3 次期協議会の開催

次期協議会の第1回定例会は、令和4年5月下旬に開催予定です。

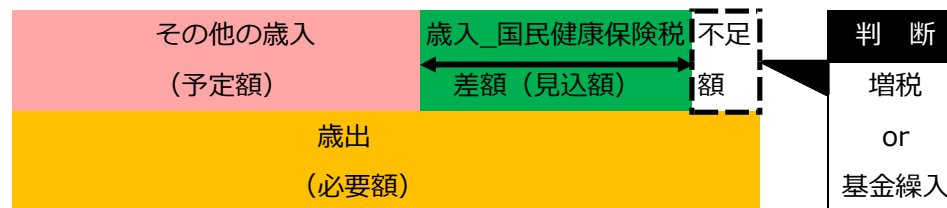
#### ① 次期委員の任命書の交付 及び

#### ② 令和4年度国民健康保険税率の審議

を予定しております。

協議会で審議後、市に答申を致します。

【6月補正】



任期 令和元年5月9日～令和4年5月8日

区分		推薦団体	氏名	備考
公益代表	1	区長会	金 松 勲	会長
	2	区長会	高 妻 賢 士	
	3	民生委員・児童委員協議会	吉 脇 辰 男	副会長
	4	民生委員・児童委員協議会	吉 丸 恵 子	
保険医代表	5	医師会	園 田 定 彦	令和3年9月1日～
	6	医師会	竹 之 内 剛	令和3年9月1日～
	7	歯科医師団	丸 野 克 之	令和3年8月1日～
	8	薬剤師会	福 森 一 真	
被保険者代表	9	野尻地区（男性）	岩 松 浩	
	10	野尻地区（女性）	竹 山 真 弓 美	
	11	須木地区（女性）	有 木 鈴 子	
	12	西小林地区（女性）	原 田 み よ 子	
被用者保険代表	13	宮崎県市町村職員共済組合	牧 寄 敦 子	令和3年7月1日～

## 小林市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則（抜粋）

（権限） 協議会は、市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、市長の諮問に応ずるとともに、必要があるときは、市長に意見を述べることができる。

（定足数） 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。